

# 地域再犯防止推進モデル事業

## 成果報告書

【令和3年3月】

北九州市

## **地域再犯防止推進モデル事業成果報告書**

### **1 事業実施団体名**

北九州市

### **2 事業名称**

触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業

### **3 事業の目的**

軽度の知的障害等のある犯罪をした人が起訴猶予等になった後、早期に行政・福祉・司法が連携して対応することで、情報共有や支援体制をスムーズに構築し、速やかに社会生活を送ることができるよう支援を行う。また、関係機関が連携して継続的に支援を行うことで、犯罪行為からの離脱の継続を目指すもの。

### **4 事業実施の背景**

平成26年10月～平成30年3月における触法障害者試行支援（以下「試行期間」という。）の状況から、

- ①年齢による偏りはない、
- ②半数以上が再犯、
- ③拘留時4割が福祉サービスの利用を希望していない、
- ④釈放後6割は福祉サービスの利用に至らない、
- ⑤支援することで3割が一般就労や就労移行支援等に至る、
- ⑥2割は所在不明となる、

等が分かった。

触法障害者は、福祉的支援を希望しない者や福祉サービスに結び付かない者が半数以上を占めていた。このことから、今回の地域再犯防止推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）では、支援対象者に対し、障害福祉サービスの提供に結び付けることのみを前提とせず、上記の課題に対して、司法及び他の社会資源も活用し、

- ①継続的な見守り、
- ②刑事司法と福祉による協働、
- ③効果的な就労支援

の3つの取組を、平成31年4月から令和2年9月（以下「モデル期間」という。）にかけて実施することとした。

## **5 取組実績**

### **(1) 取組内容①「継続的な見守り」**

長期的な視点で適切な支援を行うとともに、支援可能な関係性を失わないよう対象者の動向や所在の把握を目的とした、北九州市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）による継続的な見守りと支援体制のコーディネートによる取組を実施した。

#### **令和元年度**

##### **ア 支援員の配置**

基幹相談支援センターの相談員（社会福祉士）を触法障害者支援員として2名配置した。

##### **イ 関係機関との連携**

市及び基幹相談支援センターから、福岡保護観察所北九州支部、北九州医療刑務所、小倉少年鑑別支所へ連携依頼を行った。

##### **ウ 見守り支援の実施**

触法障害者に対して、住まい、仕事、日常の困り事、サービス利用等に関する相談等の定期的・継続的な見守り支援を行った。

##### **エ 更生支援計画の作成**

弁護士の依頼に基づき、更生支援計画を6件作成した。作成に関しては、事前打ち合わせの上、弁護士と一緒に接見を実施した後、家族との面談や主治医への病状確認、障害福祉事業所との調整等を行った。

#### **令和2年4月～9月の活動**

##### **ア 関係機関との連携**

市及び基幹相談支援センターから、福岡保護観察所北九州支部、北九州医療刑務所、小倉少年鑑別支所へ連携継続依頼を行った。

##### **イ 見守り支援の実施**

前年度同様、既に支援中の触法障害者に対して定期的・継続的な見守り支援を行った。

##### **ウ 更生支援計画の作成**

前年度同様、弁護士の依頼に基づき、更生支援計画を8件作成した。

##### **エ 個別支援会議の開催**

新たに支援対象者が発生した場合には、速やかに個別支援会議を開催するとともに、支援の進捗管理や支援方針の確認を適時適切に行うよう努めた。

事業実施主体：基幹相談支援センター

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
基幹相談支援センターによる継続的な見守りと支援体制のコーディネートによる取組による支援件数	件	目標	—	540	360	試行期間の実績に基づき対象者数に関わらず1ヶ月60件の目標を設定。人数は延べ。
		実績	—	609 (19人)	850 (34人)	

**(2) 取組内容②「刑事司法と福祉による協働」**

支援者の触法障害者に対する理解促進や、支援対象者の社会的な学びを目的とした、北九州医療刑務所や小倉少年鑑別支所など法務省関係機関との連携による取組を実施した。

**令和元年度**

ア マニュアルの作成

福岡保護観察所北九州支部、北九州医療刑務所、小倉少年鑑別支所と具体的な取組についてヒアリングや協議を行い、連携する業務やその手順に関するマニュアル及び様式を作成した。

イ 地域援助活動の利用

「法務少年支援センターこくら」の地域援助活動を利用し、支援対象者に応じ、法務技官（心理）による能力・性格検査、問題行動の分析等の各種検査を3件3人について行った。

ウ 周知・啓発活動

(ア) 指定相談支援事業者等連絡会議

令和元年11月21日に指定相談支援事業者等連絡会議において、小倉少年鑑別支所による地域援助活動等を含めたモデル事業の説明を行うとともに、該当する者がいる場合のモデル事業の活用を促した。参加は61人51事業所であった。

(イ) 地域援助連携協議会

令和2年2月5日に小倉少年鑑別支所主催の「地域援助連携協議会」に触法障害者支援員1名が参加した。参加者は30人で、同所よりモデル事業の説明とリーフレットの配付を行った。

(ウ) 自立準備ホーム勉強会

令和2年2月10日に福岡保護観察所北九州支部主催の「自立準備ホーム勉強会」に触法障害者支援員2名が参加した。参加者は12人で、同所より、モデル事業の説明とリーフレットの配付を行った。

(エ) 北九州市触法障害者支援研修会

令和2年2月14日に、行政、弁護士、障害福祉サービス事業所、協力雇用主等に向け、市と小倉少年鑑別支所、福岡保護観察所北九州支部による行政説明や、更生支援計画を作成するグループワークなどを含めた内容の研修会を実施した。参加は91人66事業所であった。

(オ) 地域再犯防止推進計画協議会

令和2年2月20日に大分県保護観察所主催の地域再犯防止推進計画協議会においてモデル事業についての説明とリーフレットの配付を行った。参加者は44人であった。

(カ) 協力雇用主連絡会

令和2年2月20日に協力雇用主連絡会にて、モデル事業のリーフレットを配付、副会長より同事業についての説明を行った。参加者は120人であった。

令和2年4月～9月

ア 地域援助活動の利用

「法務少年支援センターこくら」の地域援助活動を利用し、支援対象者に応じ、心理士による能力・性格検査、問題行動の分析等の各所検査を1件1人について行った。

イ 周知・啓発活動

令和3年2月10に、モデル事業の成果報告及び関係者の理解促進のために行政、弁護士、障害福祉サービス事業所、協力雇用主等に向け、市と小倉少年鑑別支所、福岡保護観察所北九州支部による研修会を実施した。

事業実施主体：基幹相談支援センター

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
北九州医療刑務所や小倉少年鑑別支所など法務省関係機関との連携による研修会等の参加者数	人	目標	—	160	160	R2年度は新型コロナ拡大に伴い研修会開催の1回のみに留まったため
		実績	—	358	78	

### (3) 取組内容③「効果的な就労支援」

触法障害者の就労支援及び雇用の定着を目的とした更生保護就労支援事業受託者との連携による取組を実施した。

#### 令和元年度

##### ア マニュアルの作成

市、基幹相談支援センター、保護観察所北九州支部及び更生保護就労支援事業受託者と協議の上、事務処理マニュアル（就労支援業務）を作成した。

##### イ 支援の実施

就労支援対象者 13 人に対してマニュアルに基づいて支援を行った。結果として、令和 2 年 3 月 31 日時点では、以下のとおりであった。

一般就労	4 人
就労継続支援 A 型利用	2 人
就労継続支援 B 型利用	1 人
就労意欲の喚起のためのアプローチを実施している者	4 人
自立訓練事業所を利用している者	1 人
調整を行ったが実刑となった者	1 人

- ・上記の他、基幹支援員の調整のみで就労に至った者は 1 人であった。
- ・これ以外の者についても就労支援に向けた働きかけを継続した。

#### 令和 2 年 4 月～9 月

##### ア 支援の実施

前年度の 13 人に新規 3 人を加えた就労支援対象者 16 人に対してマニュアルに基づいて支援を行った。その際、本人の能力に応じて、就労先を変更する等の調整も行った。結果として、令和 2 年 9 月 30 日時点では、以下のとおりであった。

一般就労	6 人
就労継続支援 A 型利用	3 人
就労継続支援 B 型利用	2 人
就労意欲の喚起のためのアプローチを実施している者	1 人
勾留中の者	1 人
調整を行ったが実刑となった者	3 人

- ・上記の他、基幹支援員の調整のみで就労に至った者は 2 人であった。
- ・これ以外の者についても就労支援に向けた働きかけを継続した。

事業実施主体：基幹相談支援センター

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
更生保護就労支援事業受託者との連携による取組による個別就労支援会議開催件数	件	目標	—	28	19	—
		実績	—	7	29	

## 6 成果

### (1) 成果目標達成状況

①見守り継続者率	%	目標	—	100.0	100.0	モデル事業開始後の新規の者 延べ34人中33人継続
		実績	—	100.0	97.1	
②就労成就率	%	目標	—	40.0	40.0	就労支援候補者調査票作成※した者は16人。 そのうち就労した者(一般、A型)は9人(B型も含めると11人68.8%)。 ※就労が見込まれ、本人に就労意思がある者について作成
		実績	—	46.2	56.3	

#### ア 成果指標①「見守り継続者率」

##### (ア) 設定理由

継続的な見守り支援が実施できているかを確認するための指標。理想は全員継続であることを考慮して、目標値を100%に設定。

##### (イ) 評価

モデル事業終了時点における見守り継続率は97.1%であり、目標値を下回っている。要因として、見守り継続できなかつた1人は、公判中、支援を受ける意思を表明していたものの、執行猶予判決直後、自らの意志で連絡を絶っていたため、支援継続が困難になったことがある。(但し、基幹相談支援センターの連絡先は手交渉み。)

#### イ 成果指標②「就労成就率」

##### (ア) 設定理由

就労支援が効果的に行われているかを確認するための指標。試行期間の実績値と同水準を目標として、目標値を40%に設定。

##### (イ) 評価

モデル事業終了時点における就労成就率は56.3%であり、目標値を上回っている。

要因として、

- ・就労支援員により、特に一般就労に関する情報がもたらされたこと
- ・就労支援員が有するノウハウにより、支援対象者に応じた就労先をマッチングできしたこと
- ・就労支援員が一般就労先を、基幹支援員が福祉就労先や支援対象者をサポートすることにより、就労継続支援がより効果的・効率的にできたことが挙げられる。

## (2) 定性的な評価（モデル事業における支援者の所感）

### ア 取組内容①「継続的な見守り」

#### (ア) 弁護士

入口支援は、社会貢献的な意味も含め、本人の権利擁護の観点から取り組んでいる。きめ細かい弁護活動を行うことで、結果的に不起訴（前科が付かない）に繋がるのであれば、本人の立ち直りはもとより、支援も容易となる。ケースによっては、引受先があることで不起訴に繋がりやすくなり、就労先があることでさらに不起訴に繋がりやすくなることがある。関係機関のこれまで以上の連携、協力をお願いしたい。

#### (イ) 北九州市障害者基幹相談支援センター 基幹支援員

入口支援において起訴猶予など公判まで至らなかつたケースでは規範意識が乏しくなりやすいと感じる。保護観察など強制力がある処分や勾留期間が長くなることで内省する機会につながることもある。そのため、微罪により起訴猶予相当処分のケースについては、内省の機会が無いがゆえに、より継続的な関わりが必須になる。

また、長期で関わっていると当事者たちも事件のことを忘れてしまいがちとなるため、社会通念上逸脱した行動をとることがあり、関わりの長い対象者はほど、再犯に結びつけないための支援が必要である。

この時、早期から関わっている支援者が長期的に関わることができたケースは見守りの継続がうまくいく傾向にあると感じる。関わりが長くなる過程の中で、障害福祉サービスに繋ぐことにより、主たる支援者が基幹支援員から相談支援専門員（障害福祉サービスのコーディネーター。介護保険サービスのケアマネージャーに相当。）へ移行する等、見守り体制に変化が生じる場合があるが、このような場合においても早期から関わっている支援者が関わり続けるこ

とで、見守り体制に対する信頼につながると思われた。

司法関係者の多くは1事件として関わっているが、早期から関わっている支援機関として、長期的に関わることで見守り継続率が向上し、再犯防止に繋がると考える。

最後に、家族は対象者の支援者であるが、事件を起こした者の家族として対象者と同一視される場合もある。家族についても対象者と同等かそれ以上のサポートが必要となる場合があると考える。

#### イ 取組内容②「刑事司法と福祉による協働」

##### (ア) 福岡矯正管区北九州医療刑務所 統括専門官（令和元年度当時）

累犯者に対しては刑罰や矯正施設への収監だけでは再犯率を下げる事が難しいため、司法裁判以外にも罪を犯した者に対する支援が有効である。障害がある人についてはより手厚いサポートが必要であるため、勾留段階からの支援は継続してもらいたい。

##### (イ) 福岡矯正管区北九州医療刑務所 統括矯正処遇官（令和2年度）

刑務所の立場では受刑者が出所する際の相談でしか関わることができないため、出口支援としての連携になっているが、とても良い取組なので継続してほしい。

##### (ウ) 福岡少年鑑別所小倉少年鑑別支所 統括専門官（令和元年度当時）

初発型非行に対しては、早期に支援機関とつながることが再犯防止にとって有効である。司法と福祉が連携して支援を行うことで、成人を含めた刑法犯の検挙補導人員減少につながる。社会生活を送る上で規範意識の醸成や刑罰法令に該当しないぐ犯事由に対しても有効な取組であるため継続してもらいたい。

##### (エ) 福岡少年鑑別所小倉少年鑑別支所 統括専門官（令和2年度）

障害のある人、ましてや罪を犯すなど社会で生きにくい人の支援をする上では多機関連携が重要である。司法と福祉が連携して支援を行うことはとても良いことなので、引き続き取り組んでもらいたい。少年鑑別所には地域援助事業の取組を行っているので、モデル事業が終わっても必要があれば相談してほしい。

##### (オ) 福岡保護観察所北九州支部 統括保護観察官（令和元年度当時）

更生緊急保護の申請や社会生活特別支援加算取得のための相談など触法障害者支援に関する連携を図るために今後も定期的な意見交換が必要である。